

協議第3号

慣行の取扱いについて




次のとおり調整方針を定める。

協議項目	20 慣行の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 町章、町民憲章については、新町において制定する。2 町の木・花・鳥、町歌、宣言については、新町において調整する。3 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。4 開町記念式については、新町において調整する。5 新年交礼会については、合併時に廃止する。	

「協議第3号 慣行の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	20 慣行の取扱い
調整の内容	1 町章、町民憲章については、新町において制定する。 2 町の木・花・鳥、町歌、宣言については、新町において調整する。 3 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。 4 開町記念式については、新町において調整する。 5 新年交礼会については、合併時に廃止する。

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
【町章】 (昭和36年12月24日制定)  「幕別」の文字を図案化し、円形にしたもの	【村章】 (昭和23年制定)  葉形は畑作と酪農の発展を、正三角形(半円形)は風雪に耐えぬいた先人の開拓精神を基に未来に大きく伸びゆく更別村を象徴したもの	【村章】 (昭和29年1月制定)  忠類村の「忠」の字を図案化し、円形に寄せ集めたもので、村民の円満な融合を表徴したもの	新町において制定する。

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>【町民憲章】(昭和41年9月21日)</p> <p>たくましい開拓魂をうけつぎ、元気で働きましよう。 きまりを守り、お互いの立場を理解し、明るい町にいたしましよう。 美しい自然を愛し、文化を高め、豊かな郷土をきずきましよう。 未来をつくる子どものしあわせな町にいたしましよう。</p>	<p>【村民憲章】(昭和46年12月21日)</p> <p>わたくしたちは、開拓精神に燃える更別の住民です。 常に先人の労苦をしのび雄大な平原を舞台に、未来に大きく伸びゆく郷土を創造する村民となるため、この憲章を定めます。</p> <p>1 心とからだをきたえ、明るい村をつくりましよう 1 きまりを守り、力を合わせて住みよい村をつくりましよう 1 教養を高め、うるわしい文化の村をつくりましよう 1 広く産業をおこし、豊かな村をつくりましよう 1 郷土を愛し、平和な村をつくりましよう</p>	<p>【村民憲章】(昭和44年10月20日)</p> <p>わたくしたちは きびしい開拓精神をうけつぎ かがやく未来を開く 忠類村の住民です</p> <p>1 自然を愛し 人をだいじにして 明るい村をつくりましよう 1 自由をたいせつにし 責任をはたし 住みよい村をつくりましよう 1 健康をよろこび しごとにはげみ 豊かな村をつくりましよう 1 としよりを敬い こどもを愛し しあわせな村をつくりましよう 1 文化を高め 未来に大きな夢をもつ 楽しい村をつくりましよう</p>	<p>新町において制定する。</p>

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
【「町の木」「町の花」「町の鳥」】 (昭和61年8月22日) 町の木 カシワ 町の花 スズラン シバザクラ 町の鳥 オオハクチョウ	【「村の木」「村の花」】 (昭和47年8月) 村の樹木 柏 村の花 鈴蘭	【「村の木」「村の花」】 (昭和56年8月) 村の木 シラカバ 村の花 シバザクラ	新町において調整する。
【幕別町歌】 昭和41年10月1日決定	【更別村歌】 昭和23年制定	【忠類村歌】 昭和49年8月決定	新町において調整する。
【宣言】 児童生徒健全育成推進の町宣言 (昭和60年12月23日) 平和非核宣言 (昭和60年12月23日) 防犯の町宣言 (平成元年9月29日)	【宣言】 交通安全宣言 (昭和40年9月28日) 核兵器廃絶平和宣言 (平成10年12月16日)	【宣言】 交通安全宣言 (昭和39年5月9日) 防犯宣言 (昭和62年12月18日) 農畜産物自給確立の村宣言 (平成5年3月11日) 非核平和宣言 (平成5年9月21日)	新町において調整する。

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>【名誉町民】 町長が審査委員会に諮り、議会の議決を経て決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名誉町民 5名うち物故者5名 ・特別名誉町民（住所要件が非該当） 1名うち物故者1名 <p>（特典及び待遇）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 名誉町民又は特別名誉町民の称号及び名誉町民章又は特別名誉町民章を贈る。 2) 公の式典に参列すること。 3) 年金又は一時金を支給すること。 （年額30万円） 4) その他必要と認める特典及び待遇 5) 死亡した際 弔詞、弔花及び弔慰金を贈る。 町葬を行う。 顕章碑、ブロンズ像等の製作に対し補助する。 <p>（審査委員会委員） 10名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識見を有する者 ・公募による者 	<p>【名誉村民】 村長の諮問に応じて、名誉村民諮問委員会が選考を行い、議会の同意により決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名誉村民 6名うち物故者4名 <p>（特典及び待遇）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 名誉村民の称号、証書及び名誉村民章を贈る。 2) 公の式典に参列すること。 3) その他必要と認める特典及び待遇 4) 死亡した際 弔辞、供花及び香典を贈る。 村葬を行う。（村内在住者に限る。） 顕章碑、胸像等を建て、又はこれを建てる者に対して寄附をする。 <p>（名誉村民審査委員会委員） 村功労者表彰条例に基づく表彰者選考委員会委員7名をもって充てる。</p>	<p>【名誉村民】 村長の諮問に応じて、名誉村民審査委員会が調査審議し、議会の同意を得て決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名誉村民 3名うち物故者1名 <p>（特典及び待遇）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 名誉村民の称号及び名誉村民章を贈る。 2) 公の式典に参列すること。 3) 村内に在住する名誉村民には、本人の生存中に限り年金を支給する。 （年金額 議会の同意を得て決定 過去3名とも 年額20万円） 4) 死亡した際 弔辞、供花及び香典を贈る。 村葬を行う。（村内在住者に限る。） <p>（名誉村民審査委員会委員） 7名</p>	<p>名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は、新町に引き継ぐものとする。</p>

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>【功労者表彰】 幕別町表彰条例に基づき開町記念日(10月1日)に表彰 表彰者選考委員会(10名) ・識見を有する者(7名) ・公募による者(3名) (表彰区分) 1) 功労表彰 自治功労賞 社会功労賞 産業功労賞 文化功労賞 スポーツ功労賞 善行賞 2) 勤続表彰</p> <p>現在(平成16年10月)まで既表彰者 功労者表彰 296名うち物故者165名</p>	<p>【功労者表彰・特別者表彰】 更別村功労者表彰条例に基づき開村記念日(9月1日)に表彰 表彰者選考委員会(7名) 村長が委嘱する (表彰区分) 1) 特別功労者 2) 自治功労者 3) 社会功労者 4) 産業功労者 5) 教育文化功労者 6) 善行者</p> <p>現在(平成15年12月)まで既表彰者 功労者表彰 494名うち物故者247名</p>	<p>【功労表彰・勤続表彰・特別表彰】 忠類村表彰条例に基づき開村記念日(8月20日)に表彰 表彰審査委員会(7名) 村長が委嘱する (表彰区分) 1) 功労表彰 自治功労賞 社会功労賞 産業功労賞 教育文化功労賞 スポーツ功労賞 善行賞 ・ ~ に奨励賞を贈ることが出来る。 2) 勤続表彰 3) 特別表彰(親子三代のご一家)</p> <p>現在(平成15年8月)まで既表彰者 功労表彰 131名うち物故者 61名 勤続表彰 250名 特別表彰 15件</p>	
<p>【開町記念式】 (趣旨) 自由と平和を求めてやまない幕別町民は、開拓先人の偉業に感謝を捧げるとともに、本町の発展を期するために、ここに町民こぞって祝い感謝し記念する。 (期日) 10月1日</p>	<p>【開村記念式】 (趣旨) 先人開拓の労苦に感謝を捧げるとともに愛村の精神を涵養し、更別村発展を期するようここに村民こぞって祝い、感謝し、そして記念する。 (期日) 9月1日</p>	<p>【開村記念式】 (趣旨) 忠類村の開村時をしのび、開拓先人の偉業に感謝を捧げるとともに、愛村の精神を涵養し、村民協力して忠類村の発展を期する。 (期日) 8月20日</p>	新町において調整する。
<p>【新年交礼会】 毎年1月5日町民が集まり「町民憲章」を朗読し、決意を新たに幕別町を創造することを誓うことを目的としている。</p>	<p>【新年交礼会】 該当なし</p>	<p>【新年交礼会】 該当なし</p>	合併時に廃止する。

先進事例

篠山市(兵庫県)

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市(東京都)

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

南アルプス市(山梨県)

慣行(町村章、憲章等)の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。

山県市(岐阜県)

- (1) 市民憲章、市章、市の花、市の木及び宣言は、新市において調整する。
- (2) 市民の歌、市民の踊りについては新市において検討する。
現在の伊自良村及び美山町の歌はそれぞれの地域の歌とし、現在の伊自良村及び美山町の踊りは、それぞれ地域の踊りとする。
市のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては、新市において検討する。
現在の伊自良村のキャラクターマーク及びキャッチフレーズについては伊自良地域のキャラクターマーク及びキャッチフレーズとする。
共同声明については、新市において検討する。

大崎上島町(広島県)

町章、町木、町花、町歌、町民憲章、宣言、表彰については、新町において新たに定める。

やず 八頭町(鳥取県 合併予定 平成17年3月目標)

- (1) 町章、町旗については、合併時に新たに制定する。
- (2) 名誉町民制度については、郡家町の例により合併時に新たに制定する。ただし、合併時までに名誉町民の称号を授与された者は、新町に引き継ぐ。
- (3) 町の花・木・鳥、町歌、町の音頭、町民憲章、表彰、宣言、新町祝賀会については、新町において調整する。